



平成27年度障がい福祉サービス等の変更点

この度、障がい福祉サービスを提供する事業所に対して、厚生労働省は施設の設定や基本的な考え方で細かく変更点を発表いたしました。

私たちが運営する就労継続支援 A 型施設での大きな変更点は利用者が施設を利用する時間と労働をする時間を明確に区分し、施設利用時間は5時間以上、労働時間は労働基準法が定める短期労働時間程度を基準とする方針であるということです。施工開始期日は27年10月より開始されます。施設側が利用者に対し施設を5時間以上利用可能にすることはもちろんのことですが、今回はそれだけでなく利用者側にも課題があると感じます。考え方を換えれば、労働基準法で定める労働時間の定義は今まで通りだと考えても、厚生労働省が発表した施設利用時間を5時間以上とすることが、就労継続支援 A 型施設を利用する障がい者自身にも基本的な考え方になるということです。わかりやすく表現すれば利用時間と労働時間どちらも守らなくてはいけないということです。私たちの施設では利用者に対し常日頃「毎日決められた時間に出勤すること！ 仕事中は作業に集中すること！ 身だしなみはきちっとすること！」などを指導してきましたが、まだまだ守れない利用者があるのが現実です。そもそも A 型事業所は障がい福祉施設の中では唯一、労働基準法に基づき最低賃金の保証と雇用保険が適用される施設ですので厳しい視点から指導を受けることになってしまいがちです。これを踏まえると最低賃金と雇用保険を適用している施設を利用する障がい者は、そもそも毎日通えない（出勤できない）、作業に集中できない、ということはある程度はあってもいい、出来ないのであれば通所する施設の選択に問題があったという解釈を今回の変更点で厚生労働省は判断しているということになります。ハローワーク宇都宮管轄内でも障がいを持った求職待機者は600人を超える状況になっており、障がい施設はほとんどが定員制となっているため、毎日通所できない利用者が施設に登録をしていけば求職待機者は利用できないということです。こういう事態を厚生労働省は事業者側も利用する側も理解をなさないと新たな決め事を提示されてしまったと理解するに他ありません。今後は相談支援事業所により障がい者が通所する施設が適当かを判断されていくことが妥当とされていることから、今回の変更点が良い方向に至らなければ更に事業者も、利用者も施設選択が厳しくなっていくことが考えられます。

利用時間と労働時間、利用者に対し事業者は守らせなくてはならないこと、事業者に対し利用者は守らなくてはならないこと、双方ともに口で言うほど簡単なことではない現実がありますが、障がい者の取り巻く環境が良い方向に向いていると考えて事業者と利用者はともに改善を試みていかなくてはならないと感じます。「これでいいのか？」と常に自分に問いかけ、たとえそうでなくても自覚し、改善をする意欲が必要だと思えます。

障がいを持つ皆さんも今から準備が必要です。

施設長の一部移動がありました

4月から当団体は4期目を迎えることとなりました。利用者に提供する作業確保の営業や行政各諸官庁との折衝、それと当たり前ではありますが利用者に対するフォローなど多岐にわたり忙しい施設長の任命と一部移動がありましたのでご紹介いたします。

平成27年4月1日付け

A型事業所フレールカンパニー新町 旧 水野統括施設長 → 新 大場施設長

A型事業所フレールカンパニー滝の原 旧 小川施設長 → 新 水野統括施設長

平成26年12月1日付け

B型事業所フレールカンパニー宇都宮インター 旧 鈴木施設長 → 新 藤井施設長

報告とお知らせ ※資格なし OK！支援員パート急募しております

正社員登用制度あり 時給800円～ 10:00～15:00(4H) 宇都宮市勤務 別途交通費

○平成25年度年間平均工賃

○平成27年 3月度平均工賃

県内 A 型事業所 60,404円

当 A 型新町 滝の原事業所平均 66,513円

県内 B 型事業所 14,803円

当 B 型事業所平均 20,201円

○障がい者登録人数（2015年4月10日現在）

フレールカンパニー新町（A型） 34名

フレールカンパニー宇都宮インター（B型） 19名 利用者計 84名

フレールカンパニー滝の原（A型） 31名

※各施設ともに随時利用者の募集を行っておりますのでお気軽に見学や体験通所などのお問い合わせをお待ちしております。

皆様のお口添えも宜しくお願い致します。

○（一社）日本医療福祉サービスでは基金、寄付金の募集を常時行っております。障がい者を取り巻く環境整備や広報活動にご理解いただき、ご支援とご協力をお願い致します。